

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち

丹波高原文化の郷●京丹波

# 資料



## 京都府立須知高等学校・京丹波町総合計画審議会 京丹波町のまちづくり共同研究会実施概要

- 1 主催 京都府立須知高等学校・京丹波町総合計画審議会
- 2 日時 平成18年10月17日（火）午後1時20分～3時25分
- 3 場所 京都府立須知高等学校 社会科教室
- 4 形式 6グループによるワークショップ  
(1グループにつき高校生代表4人、審議会委員代表1人、企画情報課職員1人 計6人)
- 5 テーマ 京丹波町の既存資源を生かしたまちづくり
- 6 成果 大人の参加者と協力しながら地元高校生の視点で京丹波町の魅力やまちづくりのアイデアが出された。審議会では、計画策定に向けた審議の中で、これらのアイデア等を可能な限り反映する。高校生は、住んでいるまち、通学するまちのことを改めて考える機会となった。また、これを通じて高校生と大人の世代間の交流が図られた。
- 7 参加者・研究結果

グループ名	研 究 結 果 (概 要)
グループ松茸ワイワイ	〔目 標〕 京丹波町観光客倍増 〔取 組〕 観光松茸園
京未来 team	〔目 標〕 人が来る・住むまちづくり 〔取 組〕 にぎわいをつくるプロジェクト
OKNTKKチーム	〔目標1〕 健康で長生きできる日本をつくる 〔取組1〕 秘境 丹波でぜいたく 〔目標2〕 須高ブランド世界へ発信 〔取組2〕 須高茸開発プロジェクト
たけのこグループ	〔目 標〕 特産品いっぱいの自然豊かなまち 〔取 組〕 自然エネルギーで特産物生産 農業体験で作物やまちに愛着を 豊富な食材を生かした特産品開発 人のやさしさ、つながりで都会の心をつかむ 自然のまま今のままのまちであり続ける
わんわんチーム	〔目 標〕 地球環境を守る 〔取 組〕 日本一の朝市
チーム丹波黒豆	〔目 標〕 長老山でPRすることによって京丹波町の良さを知ってもらい、若い人にも住んでもらう。町のシンボルづくりと3町がひとつになる。 〔取 組〕 自然エネルギーを使った長老山のイルミネーション ホタルを放して長老山を光らせる



# 京丹波町総合計画審議会設置条例

平成18年3月31日公布  
条例第2号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

## (意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

## (補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 諮 問 書

8京丹企第333号  
平成18年8月10日

京丹波町総合計画審議会  
会長 谷 勝 彦 様

京丹波町長 松 原 茂 樹

## 京丹波町の総合計画について（諮問）

京丹波町総合計画審議会設置条例（平成18年京丹波町条例第2号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

### 記

#### 諮 問

地方自治法第2条第4項に規定する基本構想「京丹波町総合計画基本構想案」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

# 答 申 書

平成19年2月7日

京丹波町長 松 原 茂 樹 様

京丹波町総合計画審議会  
会長 谷 勝 彦

## 京丹波町の総合計画について（答申）

平成18年8月10日付け8京丹企第333号で諮問を受けた「京丹波町総合計画基本構想（案）」について、別添のとおり答申します。

この基本構想（案）は、総合計画審議会の全体会議4回、正副会長及び正副部会長会議3回、総務文教、産業建設、福祉厚生各部会を延べ10回開催し、協議を重ねた結果を取りまとめたもので、京丹波町を取り巻く厳しい行財政環境の中で、今後のまちづくりのあるべき方向について、各委員の町に対する熱い思いと期待を集大成したものであります。

については、今後策定される基本計画及び実施計画は、この基本構想（案）の方向に即するとともに、基本構想（案）の策定に先立って行われた住民アンケートの結果や地元須知高校生との共同研究会の結果等も十分に踏まえながら、将来目標像とする「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷●京丹波」を実現するため、具体性かつ実行性のあるものになることを期待します。

また、この基本構想（案）に掲げている町民、団体、事業者等と行政による協働のまちづくりの推進にあたっては、人材の育成をはじめ町行政の果たすべき役割も極めて大きいものがあることから、十分な配慮を行うとともに、各施策の実施にあたっては、地域の均衡ある発展を図り、町民が誇りと希望、そして一体感の持てる新たなまちづくりに邁進まいされることを願って答申とします。

# 京丹波町総合計画審議会委員等名簿

(敬称略)

[委員]

区 分	氏 名	部 会			役 職
		総務文教	産業建設	福祉厚生	
町議会が推薦する委員	坂 本 美智代	○			
	篠 塚 信太郎		○		
	吉 田 忍			○	
町教育委員会の委員	水 嶋 正 治	○			
町農業委員会の委員	澤 田 太 三		○		
町の区域内の公共的 団体役員または職員	谷 勝 彦			○	会長
	小 松 重 子	○			副部長
	片 山 透		○		
	岩 崎 雄 造		○		部長
学職経験を有する者	西 山 芳 明		○		副部長
	石 原 政 則			○	副部長
	片 山 俊 明			○	
町長が適当と認める者	黒 井 衛		○		
	田 畑 龍 子			○	部長
	梅 原 和 子		○		
	岩 崎 栄喜雄	○			
	奥 田 健 次	○			
	小 森 美 幸			○	
	畠 中 源 一	○			部長
野 間 重 男		○		副部長	

[アドバイザー]

氏 名	職 名
宗 田 好 史	京都府立大学人間環境学部准教授

[庶務]

氏 名	職 名	担 当
田 淵 敬 治	参事	総括・福祉厚生部会
田 端 耕 喜	企画情報課長	総括・総務文教部会
久 木 寿 一	企画情報課長補佐兼総合企画係長	総括・産業建設部会
小 原 直 也	企画情報課主査(総合企画係)	総務文教部会
松 下 由 美	企画情報課主査(総合企画係)	福祉厚生部会

## 京丹波町総合計画審議会審議経過

期 日	会 議 名	内 容
平成18年 8月10日	第1回審議会	諮問、策定方針等、部会の編成
9月28日	正副部会長打ち合わせ	会議の進め方等
	第2回審議会	基本構想案の事前検討等
	第1回総務文教部会	基本構想案の事前検討(担当課長出席)
	第1回産業建設部会	基本構想案の事前検討(担当課長出席)
	第1回福祉厚生部会	基本構想案の事前検討(担当課長出席)
10月11日	第2回福祉厚生部会	基本構想案の事前検討
10月12日	第2回産業建設部会	基本構想案の事前検討
	第2回総務文教部会	基本構想案の事前検討(総務課長出席)
10月17日	府立須知高等学校・町総合計画審議会による京丹波町のまちづくり共同研究会	6グループによるワークショップ
10月19日	第3回福祉厚生部会	基本構想案の事前検討
	第3回総務文教部会	基本構想案の事前検討
10月20日	第3回産業建設部会	基本構想案の事前検討
10月26日	第4回総務文教部会	基本構想案の事前検討(教育次長出席)
10月30日	第1回正副部会長会議	基本構想案の事前検討まとめ
11月14日	第2回正副部会長会議	基本構想案の審議
12月 5日	第3回審議会	町財政状況(総務課長出席)、基本構想案の審議
平成19年 1月11日	第3回正副部会長会議	基本構想案〔修正版〕の審議
1月29日	第4回審議会	基本構想案〔修正版〕の審議
2月 7日	総合計画審議会 答申	会長・副会長
2月26日	第5回審議会	基本計画策定に係る協議等
	第5回総務文教部会	基本計画策定に係る協議等
	第4回産業建設部会	基本計画策定に係る協議等
	第4回福祉厚生部会	基本計画策定に係る協議等
8月29日	第6回審議会	基本計画案の協議
	第6回総務文教部会	基本計画案の協議
	第5回産業建設部会	基本計画案の協議
	第5回福祉厚生部会	基本計画案の協議
9月 6日	第7回総務文教部会	基本計画案の協議
10月 4日	第7回審議会	基本計画案のまとめ、町長との懇談

- 審議会（全体会議）／7回
- 部会／延べ17回（総務文教部会7回、産業建設部会5回、福祉厚生部会5回）
- 正副会長・正副部会長会議／3回（事前打ち合わせ含め4回）
- 会長会議、正副会長会議等／8回
- 府立須知高等学校・町総合計画審議会による京丹波町のまちづくり共同研究会／1回

# 用語説明

## 総論

### ■8ページ

- ※**新町まちづくり計画**／市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の規定に基づく市町村建設計画。合併協議を行うため、丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会が合併後の新しいまちづくりの基本となる将来計画として平成17年1月に策定したもの。
- ※**協働**／複数の主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、目標や課題を共有し、共に力を合わせて活動すること。
- ※**殖産興業**／明治政府が西洋諸国に対抗し、産業、資本主義育成により国家の近代化を推進した諸政策を指す。
- ※**中央集権型社会**／統治権力が中央政府に統一集中している社会のこと。⇔地方分権社会
- ※**地方分権**／国が持つ権限や仕事の一部を都道府県や市町村に移すこと。⇔中央集権

### ■9ページ

- ※**団塊の世代**／第二次世界大戦後、昭和22年～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。他世代に比較して人数が多いところから名づけられた。
- ※**地球温暖化**／人間活動の拡大により、大気中に大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高まることによって、地球の気温が上昇する現象のこと。気象や生態系の変化による地球への重大な影響が予想されている。
- ※**危機管理**／大地震などの自然災害や不足の事態に迅速に的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策のこと。
- ※**観光立国**／美しい日本の再生、都市の活性化、新しい地域文化の創造等により、そこに住んでいる人がその地に住むことに誇りを持つことができ、幸せを感じるによって、その地を訪れる人にとっても魅力を感じる「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現しようとするもの。
- ※**技術立国**／主として先端的な技術によって産業競争力の強い国にしていこうとするもの。
- ※**京都縦貫自動車道**／宮津市から久御山町までの約100kmを結ぶ高規格幹線道路（一般国道478号、自動車専用道路）のこと。そのうち、京都丹波道路（京都市沓掛～丹波間31.3km）は平成8年に4月に開通、丹波綾部道路（丹波～綾部間29.2km）は平成10年に和知～綾部間で工事が着手された。

### ■10ページ

- ※**プロジェクト**／研究・開発の目的を達成するための計画で、多様化、複雑化、細分化が進む現代の社会的状況において、目的にかかわる領域のことを統合する性格を持つ。
- ※**ローリング方式**／社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年定期的に計画等を見直していく方法をいう。

### ■12ページ

- ※**分水嶺**／雨水が二つ以上の水系へ分かれて流れる境界を形成している峰すじをいう。

### ■13ページ

- ※**丹波山地**／丹波高原・丹波高地とも呼ぶ。中国山地の東端に位置し、京都府の中部から兵庫県西部にまたがって高原状を形成している。
- ※**日本海側気候**／北海道から山陰地方に至る日本海側の冬型気候の特徴をなすもの。日本海岸式気候とも呼ばれる。西高東低の気圧配置になったとき、日本海を渡ってきた大陸からの風が海上で水蒸気を蓄えて山脈にぶつかるため、雨や雪となる。
- ※**内陸性気候**／内陸側（盆地や本州内陸部）に見られる気候をいう。山間に位置するため、太平洋や日本海からの季節風がさえぎられ、雨が少なく、夏と冬、昼と夜の寒暖の差がはげしい。

## ■14ページ

※**宿場町**／宿場（江戸時代、街道の要所に旅行者の宿泊・休息のための宿屋・茶屋や荷物運搬の人馬を中継ぎする設備のあった所）を中心に、街道沿いに発展した町をいう。

## ■16ページ

※**合併協議会**／合併しようとする市町村が、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、地方自治法と合併特例法の規定に基づき設置する協議会のこと。

## ■17ページ

※**老年人口比率**／総人口に対する65歳以上人口の割合のこと。高齢化比率または高齢者比率とも呼ばれる。

※**年少人口比率**／総人口に対する15歳未満（0歳～14歳）人口の割合のこと。幼年人口比率とも呼ばれる。

## ■18ページ

※**昼間人口**／常住の人口に他地域から通勤・通学してくる人口を足し、さらに他地域へ通勤・通学する人口を引いたもの。

※**夜間人口**／常住（居住地）の人口をいう。

※**第1次産業**／農業、林業、水産業など、人間が自然に働きかけて営む産業をいう。

**第2次産業**／建設業、製造業など、加工業を中心とする産業をいう。

**第3次産業**／商業、金融業、サービス業、自由業、公務など、第1次・第2次産業以外の産業全部をいう。

## ■21ページ

※**ブランド**／特に高級・一流という印象が強い特定の銘柄のこと。価値的優位を確立しているもの。

## ■22ページ

※**学童保育**／放課後児童クラブ。放課後の保育が保護者の仕事などで十分保障されない小学校児童等を対象に保育を行う事業のこと。

## 基本構想

## ■30ページ

※**エコライフ**／環境に負荷をかけない、環境にやさしい生活をする事。

※**スローライフ**／生活様式に関する思想の一つで、人工的・効率的でスピード感のある生活ではなく、自然と調和しながらゆったりと心豊かに送る生活様式のこと。日本ではスローフードから拡大解釈されて浸透した言葉。（スローフードとは、食文化の荒廃を危惧する警鐘として提唱されたもので、人工的で不自然なファーストフードに対して、本来的で自然な食（食材だけではなく調理法や食べ方等も含む）を指す。）

※**ブランド力**／消費者に「このブランドだけは特別」と思い込ませる力。また、消費者の心をひきつけ、購買に至らせ、買い続けてもらう力のこと。

## ■32ページ

※**UJIターン**／Uターン・Jターン・Iターンの頭文字を取ってできた言葉。Uターンとは、都会へ出た後、出身地に戻る事。Jターンとは、都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る事。Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住む事。

※**定住人口**／その地に居住する人の人口をいう。

※**交流人口**／通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として、その地を訪れる人口をいう。

## ■33ページ

※**IC**／インターチェンジ。高速道路などが普通道路に連絡する出入り口。

## ■34ページ

※**ゾーン**／地帯。

※**エリア**／区域、地域。

### ■35ページ

※**エントランス**／入り口、玄関。

### ■40ページ

※**景観ガイドライン**／良好な景観づくりを目的として、めざすべき目標や一定のルール・マナーなどを定めたもの。

### ■41ページ

※**多面的機能**／（森林や農地が持つ）国土の保全、自然環境の保全・良好な景観形成、水源かん養・洪水防止、水質浄化、二酸化炭素吸収、余暇・レクリエーションの場などの多様な機能のこと。公益的機能とも呼ばれる。

### ■42ページ

※**第6次産業**／農林作物等の生産（第1次）だけでなく、加工（第2次）、販売（第3次）までを一体的に取り組む新たな産業形態を例えたもの。「第1次産業×第2次産業×第3次産業＝第6次産業」の算式を由来としている。

※**インターネット**／世界中の政府組織、企業、学校、個人などのコンピュータネットワークを相互接続させた大規模なネットワーク。一般利用者は、専用線や電話回線等で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールの送受信などができる。

### ■44ページ

※**通過交通**／区域内に出発地・目的地を持たない、通過する自動車等の交通のこと。

### ■45ページ

※**NPO**／Non-Profit Organizationの略語で、直訳すると非営利団体となる。政府・自治体・私企業とは独立した存在として、民間や住民の手によって構成された、利益を追求することを主目的としない社会貢献や慈善活動を行う活動組織のこと。

※**ボランティア**／自発的な意志により社会的な奉仕活動をする。一般的には無報酬での活動を指す。

※**子育て**／子どもが心身共に成長する力を自ら持っていることを指す。また、地域全体で支えるという視点を重視した言葉でもある。

### ■46ページ

※**ケーブルテレビ**／有線テレビジョン放送施設。自主制作番組のほか、地上放送や衛星放送の再送信を行う情報施設をいう。テレビ放送の多チャンネルのほか、双方向通信機能を使った電話、音声告知、インターネット接続サービスなどが普及している。

### ■50ページ

※**CAPDサイクル**／Check（評価）、Action（改善）、Plan（計画）、Do（実行）の頭文字を並べたもので、「評価→改善→計画→実行」という過程を用いて、次の施策、事業等に生かすといった継続的な活動をいう。民間企業の経営活動では、PDCAサイクルが一般的。

## 基本計画

### ■57ページ

※**地域力**／地域社会の問題について住民をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

※**コミュニティ**／地域社会において住民相互の親ばく、連帯、協力など共同生活を営んでいくうえで大切な「つながり」全般を指す。

### ■62ページ

※**DV（ドメスティック・バイオレンス）**／夫・妻・恋人といった親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力。

## ■66ページ

※**スクールカウンセラー**／心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行う。

## ■67ページ

※**特別支援教育**／これまで特殊教育の対象外であった学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・アスペルガー症候群なども含めて障がいのある児童・生徒に対して、その一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

**学習障がい**／基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

**注意欠陥多動性障がい**／知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、注意欠陥や衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

**アスペルガー症候群**／知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない発達障がい。

## ■68ページ

※**LAN**／構内情報通信網。企業内など比較的狭い範囲内で複数のコンピュータや端末装置を接続したネットワーク。

※**ALT**／日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手。

## ■70ページ

※**学校評価システム構築事業**／学校の使命や課題を明確にし、学校の教育活動について保護者や地域住民等からの評価や意見を踏まえ学校自らが点検と評価を行い、その結果を公表することにより学校としての説明責任を果たすとともに、学校の教育力の向上を図っていくシステムを構築すること。

※**コミュニティ・スクール推進事業**／保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めること。

## ■71ページ

※**総合型地域スポーツクラブ**／多世代・多種目を要素とし、小学校など地域の既存施設を拠点として活動する地域密着型のスポーツクラブ。町内には六つのクラブがある。

## ■79ページ

※**デジタルアーカイブ**／歴史的・文化的資産や自然環境などをはじめ、さまざまな分野の情報をデジタル映像やデジタル文書として保存・蓄積したもの。デジタル情報として保存することで、後世への恒久的な継承が可能となり、ネットワークを介して国内外に発信することも可能となる。

## ■84ページ

※**ライフステージ**／個人の一生を幼年期・少年期・壮年期・老年期というように区分した人生の各段階のこと。

※**ヘルスプロモーション**／1986年、カナダのオタワで開催されたWHO（世界保健機関）の国際会議で発表された新たな公衆衛生戦略。オタワ憲章では「ヘルスプロモーションとは、人びとが自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス（過程）である」と定義し、健康を生きることを目的ではなく、生活の資源と位置づけている。

※**世代間扶養の原則**／公的年金制度のように現役世代全体でその時代の高齢者の生活を支えていこうとするしくみ。世代間扶養とは、子が親を扶養する私的扶養を社会全体に押し広げたものであり、次の世代が前の世代を扶養するという意味。

## ■88ページ

※**ケアマネジメント**／高齢者や障がいのある人の個々の状況を把握し、ニーズに沿った最適なサービスを提供できるように、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、計画、調整、実施、事後対応など、高齢者や障がいのある人の生活支援を行うための一連の動きのこと。

※**ノーマライゼーション**／デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい福祉の最も重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、社会

の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※**リハビリテーション**／障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことができるように援助する、障がいのある人の自立と参加をめざす障がい者施策の理念。

#### ■92ページ

※**アウトリーチ**／手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関などがその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

※**キャラバン・メイト**／認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

※**ピアカウンセリング**／同じような環境や悩みなど何らかの共通点を持つ、または、経験した人が集まり、対等な立場で同じ仲間として行われる相談、助言など。仲間からサポートされていると感じる場に居ることで、効果的に援助し合ったり、悩みの解決につながったりできる。

#### ■95ページ

※**サロン活動**／歩いて行ける範囲である集落・地域などで「身近な人同士ができるときにできることをしましょう」という考えから生まれた、少子高齢社会に対応した地域住民による自主的・主体的な支え合うまちづくり活動。

#### ■96ページ

※**ユニバーサルデザイン**／「ユニバーサル=普遍的な、全体の」という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市環境・生活環境などをデザインするという考え方。

※**バリアフリー**／住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去のことをいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### ■97ページ

※**一部事務組合**／複数の市町村等が行政事務の一部を共同で処理することを目的として地方自治法の規定により設置する特別地方公共団体。

#### ■98ページ

※**地域包括医療（ケア）**／治療（キュア）だけでなく、保健（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護まですべてのサービスを包含する全人的医療を行うもの。

#### ■111ページ

※**レンタカウ**／レンタル カウ（牛）のこと。京都府畜産技術センター淀高原牧場で飼育している繁殖用のメス牛を要望がある集落に対して貸し出し、遊休農地に牛を放牧する取り組みが行われている。遊休農地は、草資源という考え。

#### ■112ページ

※**堆肥ストックヤード**／ほ場や畑、家庭菜園に至るまで幅広く施肥するために生産された堆肥を一時的に保管する場所。

#### ■113ページ

※**複層林**／一般的には、垂直方向に上層・下層など複数の樹冠層を有する森林のことで、スギ・ヒノキの単純一斉林を単層林と呼ぶのに対比して使われる用語。

※**針広混交林**／針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林。

#### ■115ページ

※**地産地消**／地域生産地域消費の略語で、地域（地元）でとれた農林水産物を地元で消費すること。

## ■116ページ

※**グリーンツーリズム**／緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。野菜市での農産物の購入などの日帰り型の滞在から宿泊を伴う滞在まで、さまざまな体験・交流を通じた旅行を幅広くいう。

## ■118ページ

※**コミュニティビジネス**／地域住民が主体となって、地域資源を活用しながら地域の抱える課題をビジネス的手法で解決する取組み。地域の活性化や新しい雇用の創出などにつながる。経営主体も有限会社、NPO法人、協同組合などさまざまである。

## ■120ページ

※**マスコミ**／マス・コミュニケーション。一般的に一度に大勢の人に情報を伝えることができる新聞・雑誌・テレビなどの報道機関を指す。

## ■122ページ

※**バイオガス**／バイオガスとは、家畜ふん尿や生ゴミ等のバイオマス（有機物）を嫌気性（メタン）発酵させることにより得られるガスのこと。主にメタンと二酸化炭素からなり、成分の約60%を占めるメタンだけを分離すれば燃料電池用に使って電気エネルギーに転換することが可能。また、直接バイオガスを燃やして電力や熱の供給も可能。いろいろな有機性廃棄物（家畜ふん尿、家庭・食品産業からの生ゴミ・下水汚泥、木材等）を原料として利用できる。

## ■123ページ

※**温室効果ガス**／太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。わが国では排出する温室効果ガスの約9割を二酸化炭素が占めている。  
※**新エネルギー**／現在、エネルギー資源の主力として利用されている石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見されたり、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源。太陽光、太陽熱、地熱、風力、バイオマス等の自然のエネルギーを利用したものと、水素を利用した燃料電池、ゴミを集めて発電する廃棄物発電などがある。

## ■124ページ

※**環境マネジメントシステム**／環境を改善する方針や目標などを設定し、継続的に環境保全に向け取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、この取組みの体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントは、事業活動における環境負荷を軽減する方向に見直すために効果的な手法である。

## ■137ページ

※**ブロードバンド**／高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、それにより提供される大容量のデータを活用した高速大容量の通信サービス。

## ■138ページ

※**電子自治体**／自治体の公共工事などの業務発注や住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などにコンピュータシステムやインターネットを活用すること。効率化とコスト削減、サービスの質の向上を図るとともに、情報システムとネットワークの利用により情報公開や手続きの簡略化も期待されている。  
※**グループウェア**／パソコンを使って庁内の情報共有を行うしくみ。主な機能としては、グループ内のメンバー間や外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能、電子的文書の共有機能などがある。  
※**LGWAN**／地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと（総合行政ネットワーク）。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

## ■142ページ

※**アメニティ**／周囲の自然環境や歴史、社会的条件まで含めた総合的な環境の快適さや便利さ。

## ■155ページ

※**補完性の原則**／個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率なことは家族や地域社会といった小さな単位が行い、さらに小さな単位では不可能なことは市町村、都道府県、国といった大きな単位が行うというように順に補完していくというしくみ。

## ■160ページ

※**指定管理者制度**／公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人やその他の団体が代行できる制度。

※**第三セクター**／国や地方自治体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人。



## 京丹波町総合計画

基本構想／平成19年3月23日策定  
基本計画／平成19年10月11日策定